

# いわゆる「交通弱者」を 交通事故から守りましょう！

## 児童・幼児・高齢者・身体障がい者等の保護義務

道路交通法では、児童・幼児・高齢者・身体障がい者等といった、いわゆる「交通弱者」が道路を横断するとき、その場に居合わせた者は、その歩行者が安全に横断できるように、誘導や合図などの必要な措置をとるよう努めなければならないと定めています。

交通弱者に優しい行動を心がけましょう。



## ハイブリット自動車や電気自動車等は非常に静かな反面。 . . .

ハイブリット自動車や電気自動車等は、非常に静かに走行することができます。

しかし、走行中の自動車が静か過ぎると、歩行者等が自動車の存在に気づかず危険なケースもあります。



### ※ 車両接近通報装置のスイッチがオフになっていませんか？

「車両接近通報装置」とは、電気モーターのみで走行可能な電気自動車等が、歩行者等に対し、音で接近を知らせる装置です。道路運送車両の保安基準では、これらの自動車に対し「車両接近通報装置」の設置を義務付けています。

「音」は歩行者等が安全行動をとる上で、非常に重要な情報のひとつです。

「車両接近通報装置」により自車の存在を知らせることで、歩行者を交通事故から守りましょう。